

宝塚市告示第108号

悪臭防止法の規定に基づく特定悪臭物質の規制基準について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条の規定に基づき、平成15年宝塚市告示第107号により指定された悪臭原因物の排出（漏出を含む。）を規制する地域における特定悪臭物質の規制基準を次のように定め、平成15年4月1日から適用するので、同法第6条の規定により告示する。

平成15年3月27日

宝塚市長職務代理者

宝塚市助役 坂上元章

記

1 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

次の表の左欄に掲げる大気中の特定悪臭物質について、地域の区分に応じて、それぞれ同表の中欄又は右欄に掲げる濃度を許容限度とする。

地域の区分 特定悪臭物質名	順応地域	一般地域
アンモニア	5 ppm	1 ppm
メチルメルカプタン	0.01 ppm	0.002 ppm
硫化水素	0.2 ppm	0.02 ppm
硫化メチル	0.2 ppm	0.01 ppm
二酸化メチル	0.1 ppm	0.009 ppm
トリメチルアミン	0.07 ppm	0.005 ppm
アセトアルデヒド	0.5 ppm	0.05 ppm
プロピオンアルデヒド	0.5 ppm	0.05 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.08 ppm	0.009 ppm
イソブチルアルデヒド	0.2 ppm	0.02 ppm
ノルマルバニルアルデヒド	0.05 ppm	0.009 ppm
イソバニルアルデヒド	0.01 ppm	0.003 ppm
イソブタノール	20 ppm	0.9 ppm
酢酸エチル	20 ppm	3 ppm
メチルイソブチルケトン	6 ppm	1 ppm
トルエン	60 ppm	10 ppm
ステレン	2 ppm	0.4 ppm
キシレン	5 ppm	1 ppm
プロピオン酸	0.2 ppm	0.03 ppm
ノルマル酪酸	0.006 ppm	0.001 ppm
ノルマル吉草酸	0.004 ppm	0.0009 ppm
イソ吉草酸	0.01 ppm	0.001 ppm

2 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準 前項に規定する特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）について、その種類ごとに、次の式により算出される流量を許容限度とする。ただし、備考に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この流量を算出する式は、適用しないものとする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

この式に置いて、 q 、 H_e 及び C_m は、それぞれ次の値を表すものとする。

q : 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

H_e : 備考に規定する補正後の排出口の高さ（単位 メートル）

C_m : 前項に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

備考

排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 H_e 、 H_o 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H_e : 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

H_o : 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q : 温度15度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）

V : 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T : 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

3 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準

第1項に規定する特定悪臭物質（アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバニルアルデヒド、イソバニルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）について、その種類ごとに、次の式により算出される排出水中の濃度を許容限度とする。この場合において、メチルメルカプタンについては、算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

$$CLm = k \times Cm$$

この式において、CLm、kおよびCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

CLm：排出水中の濃度（単位 1リットルにつきミリグラム）

k : 次の表の左欄に掲げる特定悪臭物質の種類及び同表の中欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量ごとに右欄に掲げる値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Cm : 第1項に規定する特定悪臭物質の規制基準として定められた値（単位 百万分率）

メチルメルカプタン	0. 001立方メートル毎秒以下の場合	1.6
	0. 001立方メートル毎秒を超え、 0. 1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
硫化水素	0. 001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0. 001立方メートル毎秒を超え、 0. 1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
硫化メチル	0. 001立方メートル毎秒以下の場合	3.2
	0. 001立方メートル毎秒を超え、 0. 1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
二硫化メチル	0. 001立方メートル毎秒以下の場合	6.3
	0. 001立方メートル毎秒を超え、 0. 1立方メートル毎秒以下の場合	1.4
	0. 1立方メートル毎秒を超える場合	2.9